

# 新型コロナウイルス正しい知識で、正しく防ぐ

Vol.6

北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル ☎0570・093・567

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、一人一人が「うつらない、うつさない」という意識をもって行動することが大切です。皆さんの命と大切な人の命を守るため、本市の新型コロナウイルス感染症対策「5つの行動目標」を実践していきましょう。今回は「発熱等があるときは、事前に電話をしてから病院に行く」について説明します。

## 体調が悪いときは外出をしない

発熱など風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。外出を控えることは、自分自身のため、他の人に感染を広げないための大切な行動です。

## 北九州市5つの行動目標

- 1 外出するときはマスクの着用
- 2 人との距離をしっかりと確保
- 3 小まめに手洗い
- 4 発症した時のために、自分の行動をしっかりと記録
- 5 発熱等があるときは、事前に電話をしてから病院に行く

## まずは電話をしてください

発熱などがあるときは、あらかじめ医療機関へ電話でご相談ください。新型コロナウイルスの感染が疑われると判断された場合には、検査を受けることになります。

## 次のような症状があるときは相談を

□ 息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状がある人。



□ 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状があり、次のいずれかにあてはまる人。



### 〈重症化しやすい人〉

- 65歳以上の高齢者
- 糖尿病や心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある人
- 透析を受けている人
- 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人

### 〈上記以外の人〉

- 4日以上症状が続く人は必ずご相談ください。(個人差がありますので、強い症状と思う場合や解熱剤などを飲み続けなければならない場合はすぐに相談を)



北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル  
☎0570・093・567  
※聴覚に障害のある人  
☎093・522・8775

または

かかりつけ医やお近くの医療機関へ必ず電話で相談。緊急の場合を除いて直接行くことは控えてください。

医療機関の医師が必要と判断

PCR検査・抗原検査

## 中小事業者等(法人・個人)の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税などを軽減します

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等(法人・個人)に対して、令和3年度課税分に限り、「事業用家屋」と「償却資産」に係る固定資産税と都市計画税を軽減します。

### 【対象者】

本市に「事業用家屋」や「償却資産」を所有し、認定経営革新等支援機関等(金融機関や税理士事務所など)から事業収入減少の確認を受けて、来年2月1日(月)までに申告をした法人・個人。

### 【適用条件】

今年2～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計額が前年同時期と比べて

30%以上50%未満減少している場合

課税標準が「2分の1」となります。

50%以上減少している場合

課税標準が「ゼロ」となります。

詳細は☎を。市のホームページ(下記)を読み取りでもご覧になれます。



☎ 財政局固定資産税課

- 事業用家屋について ☎582・2036
- 償却資産について ☎582・3210

## インフルエンザの予防接種を受けましょう

冬に流行する「インフルエンザ」ですが、今年も新型コロナウイルス感染症との同時流行が心配されています。今年度は、高齢者の接種費用が無料になります。また、医療機関や福祉施設、教育機関などに勤務されている人に加え、妊娠されている人、中学3年生相当の人、高校3年生相当の人は自己負担1000円で接種できます。予防接種を希望の人は医療機関にご相談の上、早めに予約し、接種を受けましょう。

☎ 各区役所保健福祉課 健康相談コーナー

- 門司区 ☎331・1888
- 小倉北区 ☎582・3440
- 小倉南区 ☎951・4125
- 若松区 ☎761・5327
- 八幡東区 ☎671・6881
- 八幡西区 ☎642・1444
- 戸畑区 ☎871・2331

担 保健福祉局感染症医療政策課 ☎582・2430